

平成24年 2月 5日

日本司法書士会連合会 登録課 御中  
セコムトラストシステムズ株式会社  
司法書士電子証明書ヘルプデスク 御中

司法書士 武田則昭／京都

## 質 問 書

セコムトラストシステムズ株式会社の「電子証明書ダウンロードツール／電子申請ツール」に関するマニュアルとFAQの説明の内、次の2点の説明は、疑問がありますので、それぞれの質問について、回答をお願いします。

今回の、セコムの専用ツールに関する問題は、虚偽の説明（真実ではないと知りながら真実であるかのように説明）により、利用者のパソコンに、ウイルスのようなソフトを強制的にインストールさせられたことで、見せ掛けのセキュリティ強化が原因と考えております。

セキュリティ確保（複写防止）のためと説明された、「セコムの専用ツール」は、複写防止のためのソフトではなく、使い勝手を悪くするための、「ウイルスのようなソフト」でした。

使い勝手を悪くするソフトのインストールを強制するのは止めて、安全に電子証明書を取得することができる専用ソフトを、速やかに提供されるようお願いします。

### 質問 1

USBに保管された電子証明書だけでなく、専用ツールでパソコンに保管した電子証明書も、無制限に複写することができますが、「司法書士電子証明書利用マニュアル」の「電子証明書ダウンロードツール」の機能説明には、専用ツールは、電子証明書の外部へのコピー防止機能があり、「電子証明書の不正な流出を防ぐため、ご利用のパソコン内に保存した電子証明書のコピーを防止します。」と書かれております。

- 1-1 連合会はセコムに対し、複写防止について、具体的な要求をしたのでしょうか？  
その理由（背景）も含めて回答をお願いします。
- 1-2 セコムは、どのような方法でコピーを防止したのでしょうか？  
専用ツールの「コピー防止機能」について説明をお願いします。
- 1-3 連合会は、複写防止が機能していることを確認したのでしょうか？

### 質問 2

USBに保管された電子証明書だけでなく、専用ツールでパソコンに保管した電子証明書を利用した場合でも、セコムの電子申請ツールを経由せずに、法務省の「申請用総合ソフト」を利用して、電子署名することができますが、FAQのQ17には、「電子申請ツールを経由せずに、法務省の「申請用総合ソフト」を利用して、電子署名することはできません。」と書かれております。

- 2-1 連合会はセコムに対し、署名方法について、具体的な要求をしたのでしょうか？
- 2-2 セコムは、電子署名することができない理由を説明してください。
- 2-3 連合会は、署名方法について、実際に確認したのでしょうか？